

山口県立病院機構の中期目標の策定について

1 法人に対する県の考え

〔県立病院改革プラン（H21.3）・経営形態の見直し・今後の方向性〕

地方独立行政法人制度は、「将来にわたる良質な医療の安定的な提供」(※1)と「効率的な病院経営」が両立できる経営形態として最もふさわしい。

(※1) 県の一般会計が負担している経費

負担項目	負担対象
看護師養成確保事業に要する経費	○実習の受入れに要する経費 ○院内保育所の運営に係る収支差額
救急医療に要する経費	○救命救急センターの運営に係る収支差額 ○精神科空床確保に係る費用
公衆衛生活動に要する経費	○集団検診、医療相談等に係る収支差額
へき地医療の確保に要する経費	○巡回診療などへき地医療に係る収支差額
周産期医療に要する経費	○総合周産期母子医療センターの運営に係る収支差額
精神科病院の運営に要する経費	○精神科特殊医療（作業療法、レクリエーション療法）等の実施に係る収支差額
医師等の研究研修に要する経費	○医師及び看護師等の研究研修費×1/2
病院事業の経営研修に要する経費	○病院事業の経営研修費×1/2
高度医療・特殊医療に要する経費	○高度・特殊不採算医療の実施に係る収支差額
建設改良に要する経費	○建設改良費×1/2 ○企業債元利償還金×1/2（H14年度以前分は2/3）
共済追加費用の負担に要する経費	○共済追加費用負担額×1/2
基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	○基礎年金拠出金公的負担額×1/2 （経常収支不足の翌々年度に計上）
児童手当に要する経費	○児童手当給付額（3歳未満児に係るものは3/10）

[県立病院法人化基本方針（H22.1）・県立病院のあり方について]

- ◇ 県内医療機関との連携を一層進めるとともに、県立病院として積極的な対応が求められる政策医療をはじめ(※2)、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供していくこととする。
- ◇ 医療従事者の研修受入れ等による人材の育成、臨床研究の推進、県等が行う各種医療施策への参画などを通じて本県医療の質の向上を図っていく。

(※2) 県立病院として積極的に対応すべき医療分野等

病院名	医療分野	求められる診療機能
総合医療センター	救急医療	救命医療（第三次救急医療の機能）
	周産期医療	総合周産期医療（リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能）
	小児医療	小児専門医療（小児専門医療を担う機能）、入院小児救急（入院を要する救急医療を担う機能）
	へき地医療	へき地診療の支援医療（へき地の診療を支援する医療の機能）
	災害医療	基幹災害医療センター（災害拠点病院としての機能）、応援派遣（DMAT等医療従事者を派遣する機能）
	感染症医療	第一種・第二種感染症指定医療機関（第一種・第二種感染症医療を担う機能）
	がん	専門診療（専門的ながん診療機能）
	脳卒中	急性期・高度専門医療（救急医療の機能）
	急性心筋梗塞	急性期（救急医療の機能）
	糖尿病	集中的総合的治療（重症例、治療困難例等の治療を行う機能）
	在宅医療	後方支援医療機関（在宅医療を行う医療機関を支援する機能）
こころの医療センター	精神科医療	精神科救急医療（精神科救急医療を常時行う機能）
		司法精神医療（医療観察法の対象者に医療を行う機能）
	認知症	認知症疾患医療センター（専門的な診療機能及び地域連携機能）

[山口県立病院機構定款（H22.6）・目的]

この地方独立行政法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療従事者等の研修を行うことにより、県民の健康の保持増進を図り、もって健康で文化的な生活の向上に資することを目的とする。

2 中期目標（案）の概要

（1）基本的な考え方

法人は、救急・急性期医療、高度専門医療など県立病院が担うべき医療を確実に実施するとともに、県内の医療機関や医療従事者を支援していくことが求められている。

このため、法人が質の高い医療を安定的かつ効率的に県民に提供するよう、法人の業務運営に関する達成目標を具体的に指示する。

なお、法人が主体的・計画的に業務運営に取り組むため、目標項目の主なものについて、法人自らが中期計画で数値目標を設定することを求める。

（2）中期目標の構成

前文	
・以下の法定記載事項を補完するため、法人化の背景や法人の使命などを記載。	
第1 中期目標の期間	
平成23年4月1日～平成27年3月31日	・理事長任期（4年）との整合。
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 医療の提供 2 医療に関する調査及び研究 3 医療従事者等の研修	・定款第16条に定める業務。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 経営体制の確立 2 効果的・効率的な業務運営 3 収入の確保、費用の節減・適正化	・法人化で得る独立性を活かした経営。 ・法人の経営基盤の強化。
第4 財務内容の改善に関する事項	
経常収支の目標期間内の黒字	・独立採算性と経費負担の原則。（法第85条）
第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 人事に関する事項 2 就労環境に関する事項 3 中期計画における数値目標	・法人化で得る独立性を活かした人事管理。 ・法人職員の確保と定着に資する取組。 ・中期計画での数値目標の設定